



マンションアドバイザー派遣事業のご案内

マンション管理組合のこんな悩みにお答えします！

- ・管理規約を見直したい！
- ・今の修繕積立金の額で大丈夫？
- ・総会の進め方は？
- ・長期修繕計画はどうやってつくるの？
- ・大規模修繕工事、耐震改修工事はどうやって進めればいいのか？

マンション管理等に関する専門家 **マンションアドバイザー** をあなたのマンション管理組合に無料で派遣し、管理運営等のアドバイスを行います。

マンションアドバイザーとは

マンション管理士、建築士等の資格を持つ人で、マンション管理の相談経験を有する人です

※マンション管理士とは、管理組合の運営、管理規約の改正、大規模修繕工事など、マンション管理に関する様々な問題に対し、専門的知識や経験を通して解決を支援する国家資格です。

申込期間

令和元年7月8日～令和2年2月29日

※申込者が多数の場合は、早期に終了します。



派遣対象

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市を除く神奈川県内に所在する分譲マンションの管理組合等（昨年度派遣を行った管理組合等を含む）

※派遣対象外の市については、下記の制度をご利用ください。

横浜市マンション・アドバイザー派遣制度	
横浜市住宅供給公社 街づくり事業課	TEL 045-451-7740
川崎市住まいアドバイザー派遣制度	
川崎市まちづくり公社 ハウジングサロン	TEL 044-822-9380
相模原市分譲マンションアドバイザー派遣制度	
相模原市 建築・住まい政策課	TEL 042-769-8252
横須賀市マンション相談（出張相談会）	
よこすかマンション管理組合ネットワーク	TEL 046-824-8133

相談時間・回数

1回につきアドバイザー1名、3時間以内。夜間・休日にも対応。年度内1回まで利用可能。

相談できる内容

マンションの適正な維持管理や改修に関すること

- ・管理委託契約に関すること
- ・維持管理費、修繕積立金等財務に関すること
- ・管理組合の設立、運営、管理規約に関すること
- ・マンションの長期修繕計画や大規模修繕等に関すること
- ・マンションの改修や耐震性の向上に関すること

※次の業務は、アドバイザー派遣業務の範囲外とします

- ・測定器等による建物の精密測定、長期修繕計画の策定、修繕工事等の設計書作成
- ・見積書比較診断、工事や維持管理業務の受注、業者の紹介等
- ・マンション居住者間や近隣住民との紛争解決や権利調整業務

※昨年度派遣を行った管理組合等については、内容が重複する相談はできません。

派遣までの流れ

1. 事前相談を受けてください

マンションの所在地、ご相談内容等を、下記の事務局までお電話ください。
(電話での相談で解決する場合があります。)

2. 「神奈川県マンションアドバイザー派遣申請書」をご提出ください

派遣申請書に必要事項を記入し、メール又はファックスで事務局にお送りください。
下記の神奈川県ホームページよりダウンロードできます。

3. アドバイザーの選定、派遣日程の調整を行います

事務局が相談内容に応じてマンションアドバイザーを選定し、派遣日程を調整のうえ、派遣決定通知書をお送りします。

4. 派遣相談を実施します

アドバイザーが直接、管理組合の会合等、お住まいのマンションに伺い相談を行います。

事務局(事前相談窓口)

一般社団法人 神奈川県マンション管理士会 (受注者)

TEL/FAX 045-662-5471 メール info@kanagawa-mankan.or.jp

受付時間 10:00~17:00 (土日祝休業)

詳しくは、神奈川県ホームページをご覧ください

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/mansion/adviser.html>

検索キーワード 「神奈川県 マンションアドバイザー」

(トップ左上の) <暮らし・安全・環境> <身近な生活> <宅地・住まい・県営住宅>
> マンション施策 > マンションアドバイザー派遣事業